

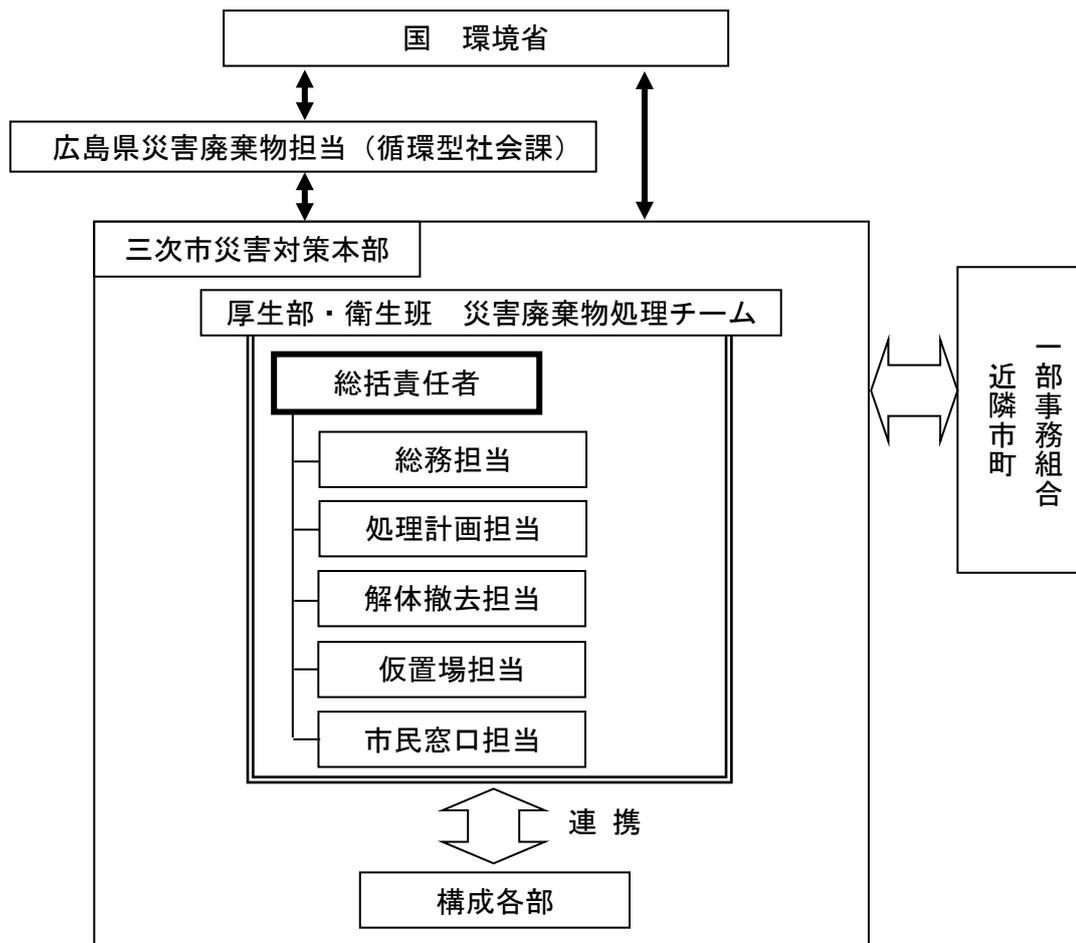
第2章 災害廃棄物処理計画

第1節 平時対応

第1項 組織体制と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、本市の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図2-1を基本とする。

図2-1 災害廃棄物対策における内部組織体制



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会 平成24年5月）を参考に作成

内部組織体制構築にあたり考慮すべき点は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 内部組織体制構築にあたり考慮すべき点

| ポイント | 内 容 |
|----------------------|---|
| キーマンが意思決定できる体制 | 正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、キーマン（総括責任者）を決め、ある程度の権限を確保する。 |
| 土木・建築職（発注業務）経験者の確保 | 家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。 |
| 災害対策経験者（アドバイザー）の受け入れ | 円滑な災害対応を進めるため、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして意見を求める。 |
| 専門家や地元の業界との連携 | 災害時に重要となる、地元の建設業協会、建物解体業協会、産業廃棄物協会、廃棄物コンサルタント、学識経験者、各種学会組織等の協力を得る。 |
| 都道府県や国との連携 | 大規模災害時には、都道府県庁内に対策本部が立ち上がり、市もそこへ参加し、交渉や調整を行うことになるため、適切な連携を図る必要がある。 |

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会 平成 24 年 5 月）をもとに作成

第 2 項 公的機関相互の連携協力体制の確立、確認

（1）自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、市はまず人命救助を優先しなければならない。

迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物等を撤去する必要があるため、情報共有に努めスムーズな連携を図る。

（2）県、国との連携

市が被災した場合、速やかに処理体制を構築するため、県に対し災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請する。

また、支援する側に立った体制についても検討する必要があるため、その準備を行う。

なお、国からは災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や、中国四国ブロック協議会を通じた広域的な協力体制の構築や災害廃棄物処理への財政支援を受ける。

●D.Waste-Net とは

災害廃棄物のエキスパートとして有識者や技術者、業界団体等を環境大臣が任命するもので、国のリーダーシップの強化を図るとともに、環境省がとりまとめる最新の科学的・技術的知見等を活用して、自治体による災害廃棄物の発生量の推計や処理困難物対策の検討、災害廃棄物の積極的な再生利用のための基準の検討、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援、研修会や防災訓練への講師派遣等、平時の備えから発災後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の支援まで、自治体等の災害廃棄物対策を支援することを目的としている。

(3) 県内市町等との連携

隣接する市町で同様な被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力をを行う。また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。

第3項 民間団体との連携協力体制の確立、確認

災害時に必要となる支援について、本市は「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」の締結に向け家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託業者と検討している。今後、更に建設事業者団体、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体等と災害廃棄物の処理に関する支援協定の締結について、協議を進めていく。また、甚大な被害をもたらす地震が発生した場合、市内の民間事業者も少なからず被害を受ける可能性があることから、市外や県外の民間事業者との協定についても検討を進めていく。

表 2-2 本市が締結している災害廃棄物等に関する協定

| 名 称 | 締結日 | 締結先 |
|-------------------------|---------------------|-----|
| 災害時の相互応援に関する協定書 | 平成 8 年 12 月 2 日 | 広島県 |
| 一般廃棄物の処理における相互協力に関する協定書 | 平成 30 年 3 月 12 日 | 庄原市 |

第4項 ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片づけや仮置場での受入れ作業等にボランティアが関わることが想定される。このことを踏まえ、市は、ボランティア等への周知事項（排出方法や分別区分等）を広報部局や社会福祉協議会等と共有するなど平時から連携に努める。

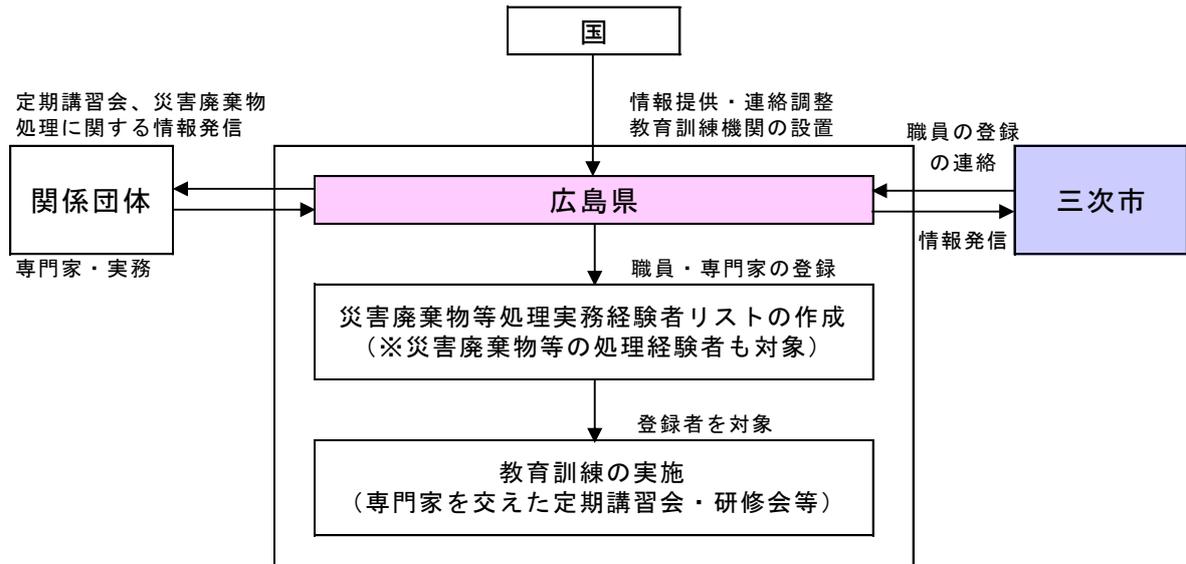
第5項 職員の教育訓練、研修の実施

発災時に、災害廃棄物処理計画が有効に活用できることを目的として、関係職員を対象に計画の内容や国、県をはじめとした関係機関の災害廃棄物処理体制と役割を理解するとともに、過去の事例等によって研鑽を積む必要がある。

なお、災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物等に関する科学的・専門的知識、関係法令の運用、土木・建築などの災害廃棄物対策に必要な技術的な内容に関する教育を受ける機会を提供する。

また、研修は、国県等の講習会や研修会への参加や視察、各種マニュアル「災害廃棄物に関する研修ガイドブック（国立環境研修所編集）」等を活用するなど効果的かつ効率的に実施するものとする。

図 2-2 教育・訓練に関する流れ



出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成 26 年 3 月）をもとに作成

第 6 項 資機材の備蓄

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておく、可能なものについては市で備蓄しておくとともに、関係団体等が所有する資機材のリストを事前に作成し、連絡・協力体制を確立しておく。収集運搬車両については、生活ごみの発生量は通常時と大きく変わらないと想定されるものの、粗大ごみやし尿が多く発生することを想定し、車両を確保する。また、避難所から排出される多量の避難所ごみが、交通インフラへの被害等の事情により車両による収集を頻繁に行うことができない可能性もあるので、カラス対策や収集効率の向上等を考慮する必要から排出用機材についても準備する。更に、道路上の災害廃棄物の撤去や建物解体、収集運搬車両への積込み、仮置場での粗選別をはじめとする作業では、ショベルローダー、ブルドーザー、フォークリフト、バックホウ等の重機が必要となる。これら災害廃棄物処理に関して必要となる資機材を表 2-3～2-5 に示す。

なお、災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、発災初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレの設置の他に、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等については市の備蓄があるかどうか、資材の有効使用期限についても途切れていないか平時に確認する。

一方、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資材及び重機等の機器や再稼働に必要な非常用発電の設置、燃料・薬品等の備蓄を行う必要がある。そのため、災害の内容や程度をあらかじめ予測し、修復するための点検手引きを作成しておくとともに、点検・修復に備え当該施設の補修予定事業者等との連絡・協力体制を確立しておく。

表 2-3 一次仮置場における必要資機材

| 区分 | 主な資機材リスト | 用途 | 必須 | 必要に応じて |
|------|----------------------------------|---|----|--------|
| 設置 | 敷鉄板、砂利 | 大型車両の走行、ぬかるみ防止 | | ○ |
| | 出入口ゲート、チェーン、南京錠 | 保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止 | ○ | |
| | 案内板、立て看板、場内配置図、告知看板 | 運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等 | ○ | |
| | コーン標識、ロープ | 仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策 | | ○ |
| | 受付 | 搬入受付 | ○ | |
| 処理 | フォーク付のバックホウ等 | 災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み | ○ | |
| | 移動式破碎機 | 災害廃棄物の破碎 | | ○ |
| | 運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等） | 災害廃棄物の搬入・搬出 | ○ | |
| 作業員 | 保護マスク、めがね、手袋、 | 安全対策、アスベスト吸引防止 | ○ | |
| | 休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ | 職員のための休憩スペース、トイレ | | ○ |
| | クーラーボックス | 職員の休憩時の飲料水の保管 | | ○ |
| 管理 | 簡易計量器 | 災害廃棄物の搬入・搬出時の計量 | | ○ |
| | シート | 土壌汚染の防止、飛散防止 | | ○ |
| | 仮囲い | 飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮 | | ○ |
| | 飛散防止ネット | 飛散防止 | | ○ |
| | 防塵ネット | 粉じんの飛散防止 | | ○ |
| | タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車 | 粉じんの飛散防止 | | ○ |
| | 発電機 | 電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用 | | ○ |
| | 消臭剤 | 臭気対策 | | ○ |
| | 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤 | 害虫対策、害獣対策 | | ○ |
| | 放熱管、温度計、消火器、防火水槽 | 火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定） | | ○ |
| 掃除用具 | 仮置場その周辺の掃除（美観の保全） | | ○ | |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 17-1】（環境省 平成 31 年 4 月）

表 2-4 二次仮置場における必要資機材

| 区分 | 主な資機材リスト | 用途 | 必須 | 必要に応じて |
|-----|------------------------|---|----|--------|
| 設置 | 遮水シート、遮水工、アスファルト舗装 | 汚水の地下浸透防止、土壌汚染防止 | | ○ |
| | 水処理施設、雨水側溝 | 水質汚濁防止 | | ○ |
| | 台貫（トラックスケール） | 災害廃棄物の受入、選別後の搬出時の計量 | | ○ |
| | 出入口ゲート、チェーン、南京錠 | 進入防止、不法投棄・盗難等の防止 | ○ | |
| | バリケード | 作業エリアの区分・安全対策 | | ○ |
| 処理 | 重機 | 災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み | ○ | |
| | 破碎・選別機 | 災害廃棄物の破碎・選別 | ○ | |
| | 手選別ライン | 混入禁止物の抜き取り | | ○ |
| | 仮設焼却設備 | 選別した可燃物の焼却 | | ○ |
| 作業員 | 保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓 | 安全対策、アスベスト吸引防止 | ○ | |
| | エアシャワー室 | 粉じん対策・ダイオキシン対策 | | ○ |
| | 集じん機、集じんダクト | 室内空気の浄化 | | ○ |
| | 管理棟 | 管理事務、会議等を行うための建屋 | | ○ |
| | 福利厚生設備 | 食堂、休憩室、託児室等 | | ○ |
| | 二次災害防止設備 | 水害などの災害に対し、従業員、作業員の安全を確保するための設備 | | ○ |
| 管理 | 入場許可証 | 不審車両の入場規制・不法投棄の防止 | ○ | |
| | 車両管制設備 | 車両の運行状況を把握・管理 | | ○ |
| | 仮囲い | 飛散防止・保安対策・不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮 | ○ | |
| | 現場作業用大型テント | 建設機械や処理設備の保護、防音・防塵対策、雨天時の作業時間の確保 | | ○ |
| | 飛散防止ネット | 飛散防止 | | ○ |
| | 防音シート、防音壁 | 騒音対策 | | ○ |
| | 防塵ネット | 飛散防止、粉じんの飛散防止 | | ○ |
| | 粉じん防止剤 | 粉じんの飛散防止 | | ○ |
| | タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車 | 粉じんの飛散防止 | | ○ |
| | 発電機 | 電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用 | | ○ |
| | 消臭剤 | 臭気対策 | | ○ |
| | 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤 | 害虫対策、害獣対策 | | ○ |
| | 放熱管、温度計、消火器、防火水槽 | 火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定） | | ○ |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 17-1】（環境省 平成 31 年 4 月）を一部編集

表 2-5 必要資機材

| | | |
|----------|----------------|-----------------------|
| 収集運搬車両 | 収集運搬車両（災害廃棄物用） | 深あおり式清掃ダンプトラック |
| | | 天蓋付き清掃ダンプトラック |
| | | ダンプトレーラー |
| | | 脱着装置付コンテナ自動車 |
| | | 床面搬送装置装着車 |
| | | ユニック車 |
| | | フォークリフト |
| | | ラフテレーンクレーン |
| | | バキューム車 |
| | | アーティキュレーテッドダンプトラック |
| | 収集運搬車両（生活ごみ用） | パッカー車 |
| | | コンテナ傾倒装置付収集車（小型コンテナ用） |
| | | 脱着装置付コンテナ自動車（大型コンテナ用） |
| | | クレーン式圧縮式ごみ収集車 |
| | その他車輛 | タンクローリー |
| 高所作業車 | | |
| 散水車 | | |
| 排出用機材 | 排出用機材 | 天蓋付収集コンテナ |
| | | 天蓋付収集ボックス |
| | | コンパクト付コンテナ |
| 重機 | 重機 | ショベルローダー |
| | | ホイールローダー |
| | | ブルドーザー |
| | | バックホウ |
| | | スケルトン |
| | | 鉄骨カッタ |
| | | ブレイカー |
| | | つかみ機（フォーク） |
| | その他の機器 | アスファルトフィニッシャー |
| | | モーターグレーダー |
| | | 泥上式スタビライザー（ソイルライマー） |
| | | 自走式土質改良機 |
| | | スーパー |
| | | 自動包装設備 |
| | | ロボットパレタイザー |
| スチロールポスト | | |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-13-1】（環境省 平成 26 年 3 月）をもとに作成

第7項 仮置場候補地の選定、確保

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理が完了できない場合、発生した災害廃棄物を集積・分別・保管し、破碎や焼却処理を行うための仮設処理施設等を設置する仮置場が必要となる。発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置する。また、災害廃棄物の多くは、様々な性状のものが混合状態で発生するが、混合状態のままでは、リサイクルも、可燃物として焼却処理することもできない。このため、発生した災害廃棄物を仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図るとともに、地域の復興に役立てる。仮置場の設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

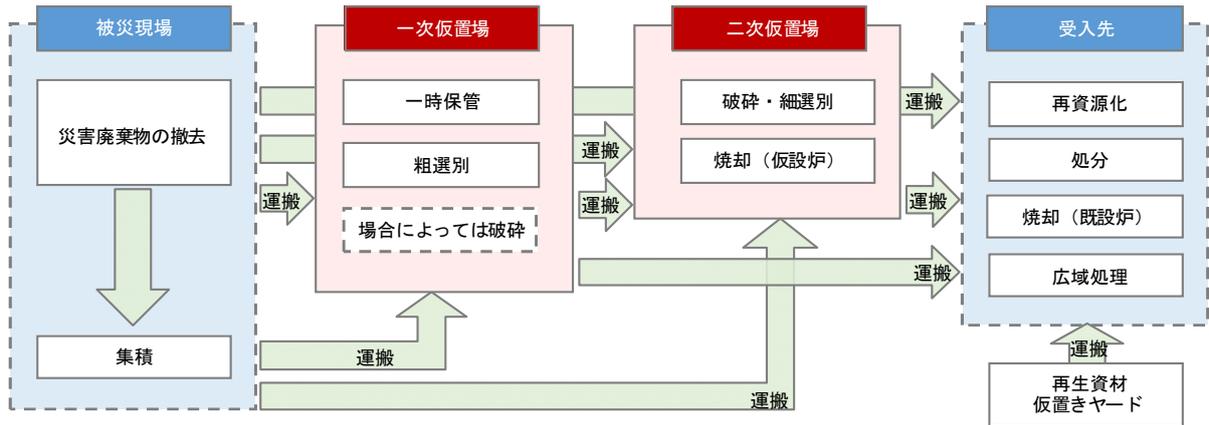
仮置場は、市民が災害廃棄物を直接搬入する一次仮置場と、各地の一次仮置場から災害廃棄物を搬入・集積し、敷地内で分別や焼却、資源化といった処理を行う施設を備えた二次仮置場に分け、それぞれについて規模や必要性を検討する。

表 2-6 一次仮置場と二次仮置場の定義・設置場所

| 名称 | 定義 | 設置場所 |
|-------|--|--|
| 一次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や住居等の片づけ、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、基本的に市区町村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖（解消）する。なお、別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。 一次仮置場では、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機や展開選別により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。 場合によっては固定式又は移動式破碎機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破碎処理を行う場合もある。 | <ul style="list-style-type: none"> 運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所が望ましい。 面積が小さい場合でも一次仮置場として利用することができるが、種類の異なる災害廃棄物が混合状態とならないよう分別を徹底することや、品目を限定して複数の仮置場と連携して運用することも検討する。また、事故が発生するのを防ぐため、重機の稼働範囲を立ち入り禁止にする等、安全管理を徹底することが必要である。 |
| 二次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> 処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。 | <ul style="list-style-type: none"> 中間処理のための設備を設置することから、一次仮置場と比較すると広い場所が必要となり、運動公園、工業用地、公有地等で、数ヘクタールの面積を確保できる場所に設ける。 |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-1】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

図 2-3 災害廃棄物の処理の大まかな流れと仮置場の種類



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。
 ※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-1】（環境省 平成 31 年 4 月）

(1) 仮置場必要面積の推計方法

災害廃棄物の発生量を基に、処理期間を 3 年間として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、指針による算定式を用いて仮置場必要面積を推計する。指針には発生する災害廃棄物全量に対して必要となる面積を求める「方法 1：最大で必要となる面積の算定方法」と、仮置場からの一定の搬出を考慮した「方法 2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法」の 2 通りが示されている。

実際の仮置場では日々廃棄物の搬出入が行われ、一度に全量が仮置場に持ち込まれる事は現実的ではないため、本計画書では表 2-7 の方法 2 を用いて仮置場必要面積を推計する。

表 2-7 仮置場必要面積の推計方法（方法 2）

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 仮置場必要面積 $= \text{災害廃棄物の集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合}) \text{ m}^2$ $(\text{m}^2 \div 10,000 = \text{ha})$ 災害廃棄物の集積量 (t) $= \text{災害廃棄物の発生量 (t)} - \text{災害廃棄物処理量 (t)}$ 災害廃棄物処理量 (t) $= \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \div \text{処理期間}$ 処理期間：本計画では 3 年とする |
| 見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1(t/m ³) 積み上げ高さ : 5m 以下が望ましい 本計画では 5m とする 作業スペース割合 : 0.8~1 本計画では 1 とする |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省 平成 31 年 4 月）に加筆

(2) 仮置場総必要面積

想定災害発生時の災害廃棄物の推計量から算定した仮置場の必要面積は表 2-8 に示すとおり、三次市直下の地震発災時で 10.1ha となる。ただし、市民から仮置場に持ち込まれる量がすぐに最大量になるわけではなく、仮置場からの搬出量を増やせば、それだけ必要面積も少なく済むことに留意する。

表 2-8 三次市直下の地震発災時の一次仮置場総必要面積

| 項目 | 廃棄物種別 | | | | | 合計 |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属 | 柱角材 | |
| 災害廃棄物の発生量 t | 53,031 | 53,206 | 153,866 | 19,479 | 15,909 | 295,491 |
| 災害廃棄物の集積量 t | 35,354 | 35,471 | 102,577 | 12,986 | 10,606 | 196,994 |
| 災害廃棄物年間処理量 t | 17,677 | 17,735 | 51,289 | 6,493 | 5,303 | 98,497 |
| 見かけ比重 t/m ³ | 0.4 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.4 | — |
| 仮置場必要容積 m ³ | 88,385 | 32,246 | 93,252 | 11,805 | 26,515 | 252,203 |
| 一次仮置場必要面積 m ² | 35,354 | 12,898 | 37,301 | 4,722 | 10,606 | 100,881 |
| 一次仮置場必要面積 ha | 3.5 | 1.3 | 3.7 | 0.5 | 1.1 | 10.1 |

(3) 二次仮置場の必要面積の算定

一次仮置場だけで処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が完結しない場合には、二次仮置場を開設し破砕、選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後の廃棄物を一時的に集積、保管する。そのため、二次仮置場では廃棄物を一時保管する場所に加え各処理施設を設置する場所が必要となる。以下に指針による二次仮置場必要面積の推計方法を示す。処理前廃棄物の保管ヤード、処理施設を設置する処理ヤード、処理後廃棄物の保管ヤードを基本ユニットとし、処理しなければならない災害廃棄物量から必要ユニット数を求める。三次市直下の地震により発生する災害廃棄物について、自区域内で処理出来ない分を廃棄物種類毎に二次仮置場で処理する場合の処理量及び処理日数を表 2-11 に示す。処理日数を見ると、各廃棄物につき 1 ユニットの設置で 3 年以内の処理が可能である。また、二次仮置場の必要面積は移動式処理施設を設置した場合、9.5ha、混合物とコンクリート系混合物については固定式処理施設を設置した場合、11.5ha となる。

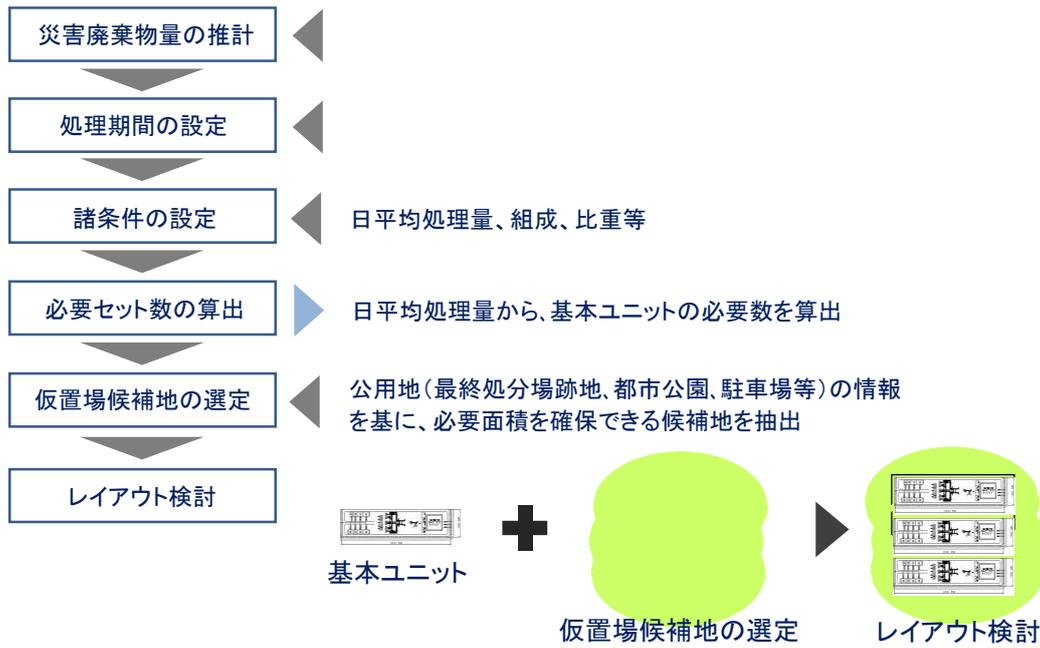
ただし実際は、県内外への広域処理や民間業者の活用により一次仮置場から自区域外に搬出される廃棄物量も少なからず発生し、廃棄物の種類によっては処理施設を設置した二次仮置場は必要ない場合も予想されるため、なるべく早い時期に災害廃棄物発生量の推計や処理先の目途をつける。また、指針で示される各基本ユニットの必要面積自体が 2.5~5.0ha と広いため、それぞれの廃棄物処理に必要な面積を確保できるか、設置するならどの場所に開設するか等を事前に検討する。

表 2-9 二次仮置場必要面積の推計式

| |
|--|
| $\text{二次仮置場の必要面積 (ha)} = \text{基本ユニットの必要数 (ユニット)} \times \text{基本ユニットの面積 (ha /ユニット)}$ $\text{基本ユニットの必要数 (ユニット)} = \text{日平均処理量 (t/日)} \div \text{基本ユニットの処理能力 (t/日・ユニット)}$ |
|--|

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省 平成 31 年 4 月）に加筆

図 2-4 基本ユニットを用いた二次仮置場の必要面積の検討手順



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省 平成 31 年 4 月）

表 2-10 基本ユニットの種類と諸元

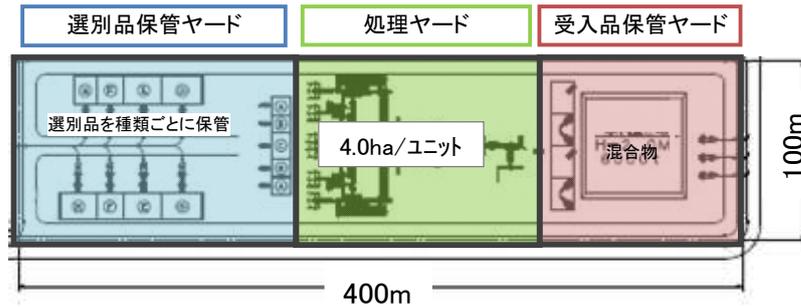
| 基本ユニット | 廃棄物の種類 | 面積 (ha/ユニット) | 施設能力 | |
|--------|----------------|-----------------|-------|--------------------|
| | | | 廃棄物比重 | 処理能力 (t/日・ユニット) |
| 移動式 | 混合物 | 4.5 | 0.4 | 140 |
| | | | 1.0 | 350 |
| | | | 1.6 | 570 |
| 固定式 | | 4.0 | 0.4 | 300 |
| | | | 1.0 | 750 |
| | | | 1.6 | 1,200 |
| 移動式 | コンクリート系 混合物 | 2.5 | 1.1 | 240 |
| | | | 1.3 | 280 |
| | | | 1.6 | 360 |
| 固定式 | | 5.0 | 1.1 | 1,700 |
| | | | 1.3 | 2,000 |
| | | | 1.6 | 2,500 |
| 移動式 | 木質系混合物 | 2.5 | 0.2 | 120 |
| | | | 0.4 | 240 |
| | | | 0.6 | 360 |

※移動式…設備機器がベルトコンベア等で接続されておらず、移動させることができるように配置されたユニット。移動式のほうが故障時の対応が容易である。

固定式…設備機器がベルトコンベア等で接続されており、移動は想定せず、固定設置されたユニット

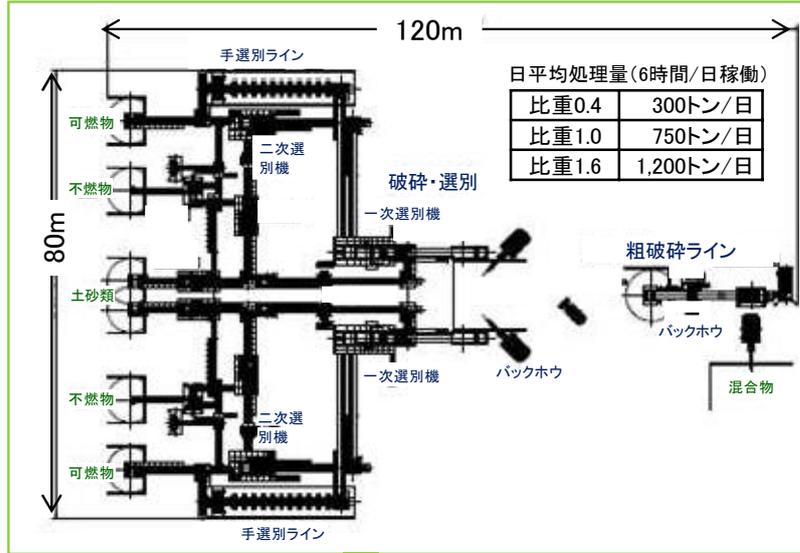
出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省 平成 31 年 4 月）

図 2-5 基本ユニットの例（混合物処理施設（固定式））



※「受入品保管ヤード」及び「選別品保管ヤード」の保管量は、日平均処理量の7日分として設定
 ※管理施設、計量機等の配置ヤードは別途必要

(基本ユニット平面図)



(処理ヤード拡大図)

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省 平成 31 年 4 月）

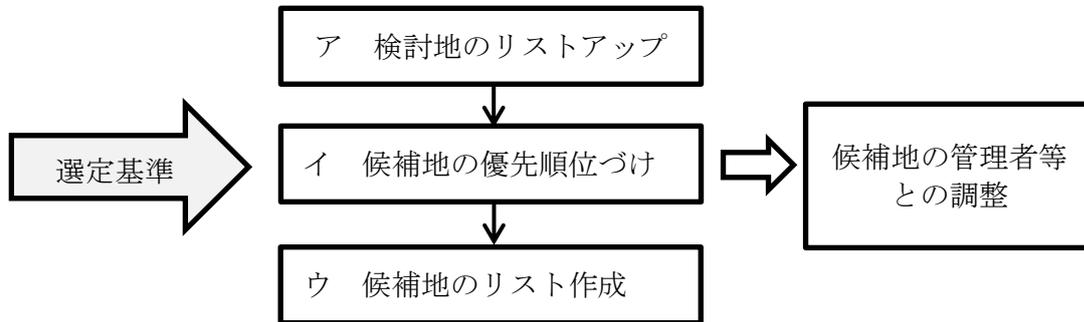
表 2-11 三次市直下の地震発災時の二次仮置場災害廃棄物処理量及び処理日数

| 基本ユニット | 廃棄物の種類 | 面積 (ha/ユニット) | 施設能力 | | 二次仮置場で処理する災害廃棄物量 | 基本ユニットで処理する場合の日数 |
|--------|------------|--------------|-------|-----------------|----------------------------|--|
| | | | 廃棄物比重 | 処理能力 (t/日・ユニット) | | |
| 移動式 | 混合物 | 4.5 | 0.4 | 140 | 可燃物：45,191t 不燃物：50,029t | 可燃物(比重 0.4)：323 日 不燃物(比重 1.0)：143 日 |
| | | | 1.0 | 350 | | |
| | | | 1.6 | 570 | | |
| 固定式 | | 4.0 | 0.4 | 300 | | 可燃物(比重 0.4)：151 日 不燃物(比重 1.0)：67 日 |
| | | | 1.0 | 750 | | |
| | | | 1.6 | 1,200 | | |
| 移動式 | コンクリート系混合物 | 2.5 | 1.1 | 240 | コンクリートがら：153,866 t | コンクリートがら(比重 1.6)：428 日 |
| | | | 1.3 | 280 | | |
| | | | 1.6 | 360 | | |
| 固定式 | | 5.0 | 1.1 | 1,700 | | コンクリートがら(比重 1.6)：62 日 |
| | | | 1.3 | 2,000 | | |
| | | | 1.6 | 2,500 | | |
| 移動式 | 木質系混合物 | 2.5 | 0.2 | 120 | 柱角材：15,909 t | 柱角材(比重 0.4)：67 日 |
| | | | 0.4 | 240 | | |
| | | | 0.6 | 360 | | |

(4) 仮置場候補地の選定

仮置場用地を確保するために、以下の選定フローに従って候補地を選定していく。

図 2-6 仮置場候補地選定の流れ



(5) 仮置場の選定と運営

仮置場の選定と運営については、以下の点に留意する。

①計画必要面積にこだわりすぎない

- ・想定とおりの災害が起きるとは限らない
- ・発生した廃棄物を一時にすべて置くのではない

②好適条件と適正配置

- ・一次仮置場はおおむね小学校区に1か所の設置が理想
(小学校区毎に設置することで、地元との交渉窓口が分かり易くなり、近隣どうしでルールを順守する意識が高くなる)

③管理しなければ単なる投棄場所に

- ・入口チェック、交通誘導、荷下し補助、トラブル対応等、班編成での対応が必要
- ・記録(日報)を作成すること

④広報戦略により負担軽減が可能

- ・場所、時間、分別ルールをわかりやすく情報発信
- ・ボランティアとも連携し協力を得る

写真 2-1 朝倉市甘木地区災害廃棄物一次仮置場 (平成 29 年九州北部豪雨災害 朝倉市)



(仮置場開設前)



(仮置場開設 2 日目)

写真 2-2 災害廃棄物一次仮置場設置場所例 (平成 29 年九州北部豪雨災害 朝倉市)



(アスファルト敷きの駐車場を利用した例)



(土のグラウンドを利用した例 要敷き鉄板)

仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意点を表 2-12 に示す。

表 2-12 仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意点

| 分類 | 留意点 |
|-------|---|
| 仮置場全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・候補地は、以下の点を考慮して選定する。 ①公園、グラウンド、地域センター、廃棄物処理施設等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 6 条に基づく調査（いわゆる「6 条調査」）で整備された「土地利用現況図」が市及び県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。 ・仮置場の候補地については、可能であれば土壤汚染の有無等を事前に把握する。 ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 ・二次災害のおそれのない場所が望ましい。 |
| 一次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。 ・住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。 ・分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。 |
| 二次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。 ・災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から 1 年程度で全ての対象廃棄物を集め、3 年程度で全ての処理を終えることを想定している。 ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。 ・搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 ・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。 ・グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。 |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-14-5】（環境省、平成 26 年 3 月）をもとに作成

(6) 検討対象地の選定・リストアップ

最初の作業は、大規模災害発生時に災害廃棄物の仮置場の候補地として使用することが考えられる土地のリストアップである。

候補地として検討する対象地（検討対象地）としては、市町の場合、市町が保有する空地が考えられ、その次に県有地、国有地、さらには民有地がある。

検討地としては、次のものがあり、まずはこれらの情報の入手・整理から作業を開始することが考えられる。

表 2-13 災害廃棄物の仮置場の候補地として検討する対象地として考えられるもの

| 所有者 | 土地・空地等の種類 |
|-----|----------------------------------|
| 市町 | 遊休地・造成地、広場・公園、運動公園、学校のグラウンド等 |
| 県 | 遊休地・造成地、広場・公園、運動公園、学校のグラウンド等 |
| 国 | 未利用国有地情報提供リスト（財務局より各自治体に提供されている） |
| 民間 | 私立学校グラウンド、ゴルフ場、大規模駐車場、空地等 |

市町有地及び県有地については、市町及び県の管財データ及び各施設の所管部局が保有するデータから集約し作成することとなる。

国有地については、未利用国有地情報提供リストとして提供されており、それを活用することが効率的である。

民有地については、上表のようなものが検討対象地としては考えられ、市町域内、県内のこれらのものを抽出し、まずは内部作業として使用できるかどうかを検討する。使用できる可能性があるものについては、所有者と災害発生時における使用についての調整や交渉を行う。

(7) 候補地の優先順位づけ

ア 仮置場候補地の選定項目

大規模災害が発生したときの仮置場の選定基準の項目として、次のものが考えられる。

表 2-14 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

| 項目 | 条件 | 理由 | |
|--------------|--|---|---|
| 所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ・公有地が望ましい(市有地、県有地、国有地) ・地域住民との関係性が良好である。 ・(民有地である場合)地権者の数が少ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。 | |
| 面積 | 一次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・広いほどよい。(3,000㎡は必要) | <ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別のため。 |
| | 二次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・広いほどよい。(10ha以上が好適) | <ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設等を設置する場合があるため。 |
| 平時の土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地、校庭等は避けたほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原状復旧の負担が大きくなるため。 | |
| 他用途での利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。 | |
| 望ましいインフラ(設備) | <ul style="list-style-type: none"> ・使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可) | <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合の対応のため。 ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電力が確保できること。(発電設備による対応も可) | <ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設等の電力確保のため。 | |
| 土地利用規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・手続、確認に時間を要するため。 | |
| 土地基盤の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・舗装されているほうがよい。 ・水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤が硬いほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下が発生しやすいため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水管が存在しないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷は避けたほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。 | |
| 地形・地勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な仮置場の整備のため。 | |
| 土地の形状 | <ul style="list-style-type: none"> ・変則形状でないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトが難しくなるため。 | |
| 道路状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・前面道路の交通量は少ないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型車両の相互通行のため。 | |
| 搬入・搬出ルート | <ul style="list-style-type: none"> ・車両の出入口を確保できること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入・搬出のため。 | |
| 輸送ルート | <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路に近いほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。 | |
| 周辺環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道路線に近接していないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。 | |
| 被害の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種災害(洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の発生を防ぐため。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の優先順位を考慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期に復旧される運搬ルートを活用するため。 | |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】(環境省 平成 31 年 4 月) 一部編集

イ 候補地選定の考え方

前述の選定基準を踏まえ、仮置場候補地を選定する。候補地の選定は、あらかじめ順位付けを行っておく。

順位付けは、下記のような仮置場選定チェックリストを用いて行う。仮置場の候補地選定にあたっては、「①発災前の留意点」に関して、チェックを行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。

実際に、災害が発生した際には、「②発災後の留意点」について、チェックを行い、仮置場の選定を行う。

表 2-15 仮置場選定チェックリスト

| 区分 | 項目 | 条件 | 判定 | |
|----------------------|-------------------------------------|---|---|--|
| ① 発災前 の 留意点 | 所有者 | (1) 公有地（市有地、県有地、国有地）である。 | | |
| | | (2) 地域住民との関係性が良好な土地である。 | | |
| | | (3) （私有地である場合）地権者の数が少ない土地である。 | | |
| | 面積 | 一次仮置場 | (4) 面積が十分にある。（一次仮置場 3,000m ² 以上） | |
| | | 二次仮置場 | (5) 面積が十分にある。（二次仮置場 10ha 以上） | |
| | 平時の土地利用 | (6) 農地、校庭、海水浴場等ではない。 | | |
| | 他用途での利用 | (7) 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない。 | | |
| | 望ましいインフラ（設備） | (8) 使用水、飲料水を確保できる。（貯水槽で可） | | |
| | | (9) 電力が確保できる。（発電設備による対応も可） | | |
| | 土地利用規制 | (10) 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 | | |
| | 土地基盤の状況 | (11) 舗装されている。 | | |
| | | (12) 水はけの悪い場所ではない。 | | |
| | | (13) 地盤が硬い。 | | |
| | | (14) 暗渠排水管が存在していない。 | | |
| | | (15) 河川敷ではない。 | | |
| | 地形・地勢 | (16) 起伏のない平坦地である。 | | |
| | | (17) 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ない。 | | |
| 土地の形状 | (18) 変則形状ではない。 | | | |
| 前面道路幅 | (19) 前面道路の交通量は少ない。 | | | |
| | (20) 前面道路幅が 6 m 以上あり、二車線以上ある。 | | | |
| 搬入・搬出ルート | (21) 車両の出入口を確保できる。 | | | |
| 輸送ルート | (22) 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路に近い。 | | | |
| 周辺の土地利用 | (23) 住宅密集地ではない、病院、福祉施設、学校に隣接していない。 | | | |
| | (24) 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所である。 | | | |
| | (25) 鉄道路線に近接していない。 | | | |
| 被害の有無 | (26) 各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアではない。 | | | |
| その他 | (27) 道路啓開の優先順位が高い。 | | | |
| 後② 意の発 点留災 | 仮置場の配置 | (28) 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。 | | |
| | 被災地との距離 | (29) 被災地の近くにある。 | | |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

なお、このチェックリストをもとに運用した際に判明した問題点や、実際の災害発生時の問題点などが判明した場合など、状況に応じて、適宜、リストを見直し、更新をしていく。

(8) 候補地のリスト作成

ア 災害発生前の候補地リスト作成

前述の優先順位付けを踏まえ、仮置場の候補地リストを作成する。

リストを内部資料としてとりまとめた後、優先順位の高いところから、順次土地所有者と協議・調整を進めていく。

具体的には、下記のようにチェック項目による合計チェック数を点数化（○の数）し、点数の高い候補地から順位を付けていく。

表 2-16 災害発生前の仮置場候補地リスト化イメージ図（横軸は一部省略）

| 候補地名／住所 | 所有者 | 面積 | 平時の土地利用 | 他用途での利用 | 望ましいインフラ（設備） | 土地利用規制 | 土地基盤の状況 | 地形・地勢 | 土地の形状 | 前面道路幅 | 搬入・搬出ルート | 輸送ルート | 周辺の土地利用 | 被害の有無 | その他 | 点数（○の数） | 発災前の優先順位 |
|----------------------------|-----|----|---------|---------|--------------|--------|---------|-------|-------|-------|----------|-------|---------|-------|-----|---------|----------|
| A 公園 ／△△町○○ 丁目－○ | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | 2 | D |
| B 広場 ／××町○○ 丁目－○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | 7 | B |
| C 総合運動公園 ／■■町○○ 丁目－○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 8 | A |
| 未利用地 D ／○□町○○ 丁目－○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | 1 | E |
| E 公園 ／△□町○○ 丁目－○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 6 | C |
| … | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A、B、C、D、E」の5ランク程度とする。ランクづけは、点数（○の数）を踏まえ、5等分にしてランクづけをすることが最も簡易な方法である。

イ 災害発生後の選定

災害発生後には、事前に選定した候補地の中で、被災していない優先度の高い場所から選定していくことになるが、災害発生後の状況に応じた選定基準も踏まえて選定する。

「②発災後の留意点」についてもチェックを行い、合計点数が高い方から仮置場候補地の優先順位を付けていく。

表 2-17 発災後の仮置場選定イメージ図（横軸は一部省略）

| 候補地名／住所 | ①発災前の留意点 | | | | | | | | | | | | | 点数 (○の数) | 発災前の優先順位 | ②発災後の留意点 | | 点数 (○の数) | 発災後の優先順位 | | |
|------------------------|----------|----|---------|---------|--------------|--------|---------|-------|-------|-------|----------|-------|---------|-------------|----------|----------|-----|-------------|----------|--------|---------|
| | 所有者 | 面積 | 平時の土地利用 | 他用途での利用 | 望ましいインフラ(設備) | 土地利用規制 | 土地基盤の状況 | 地形・地勢 | 土地の形状 | 前面道路幅 | 搬入・搬出ルート | 輸送ルート | 周辺の土地利用 | | | 被害の有無 | その他 | | | 仮置場の配置 | 被災地との距離 |
| A 公園 ／△△町○○丁目-○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | 2 | D | - | - | 2 | 4 | |
| B 広場 ／××町○○丁目-○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | 7 | B | ○ | - | 8 | 2 | |
| C 総合運動公園 ／■■町○○丁目-○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 8 | A | ○ | ○ | 10 | 1 |
| 未利用地 D ／○□町○○丁目-○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | 1 | E | - | - | 1 | 5 | |
| E 公園 ／△□町○○丁目-○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 6 | C | - | - | 6 | 3 | |
| ... | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※「地域防災計画での位置づけ」は計画段階の位置づけであり、実際の災害発生時には、仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに確定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については、調整が必要となる。

※「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しい。

※「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番となる。

(9) 条件を満たすことができない場合の対応

仮置場候補地を選定する際、前頁までの条件をすべて満たすことは難しいと考えられる。その場合は、できるだけ条件を満たすことが多い場所から優先順位を付ける。一方、満たしていない条件については、対応策を講じたり、制限事項として留意することで利用ができることが考えられ、その対応策・制限事項は、下表のとおりである。

表 2-18 仮置場選定における対応策

| 区分 | 項目 | 条件 | 条件を満たさない場合の対応策・制限事項 | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------|
| ① 発 災 前 の 留 意 点 | 所有者 | (1) 公有地（市有地、県有地、国有地）である。 | 民有地を活用する。 | |
| | | (2) 地域住民との関係性が良好な土地である。 | 住民説明会を開催する。 | |
| | | (3) （民有地である場合）地権者の数が少ない土地である。 | 住民説明会を開催する。 | |
| | 面積 | 一次仮置場 | (4) 面積が十分にある。(3,000m ² 以上) | 迅速に処理を行う。 |
| | | 二次仮置場 | (5) 面積が十分にある。(10ha以上) | |
| | 平時の土地利用 | (6) 農地、校庭等ではない。 | 可能な限り土壌汚染の防止策を講じる。 | |
| | 他用途での利用 | (7) 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない。 | 当該機能として利用されていない場合は、利用可能。 | |
| | 望ましいインフラ（設備） | (8) 使用水、飲料水を確保できる。（貯水槽で可） | 消火用水については消防署と消火方法について事前協議して対応する。 | |
| | | (9) 電力が確保できる。（発電設備による対応も可） | 移動電源車を確保する。 | |
| | 土地利用規制 | (10) 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 | — | |
| | 土地基盤の状況 | (11) 舗装されている。 | 鉄板や砕石等を敷いて土地を養生する。 | |
| | | (12) 水はけの悪い場所ではない。 | | |
| | | (13) 地盤が硬い。 | 重車両の使用、災害廃棄物の重さ・高さを制限する。 | |
| | | (14) 暗渠排水管が存在していない。 | | |
| | | (15) 河川敷ではない。 | 梅雨の時期に被らないよう短期間の利用にする | |
| | 地形・地勢 | (16) 起伏のない平坦地である。 | 土地を造成してから利用する。 | |
| | | (17) 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ない。 | 原状復旧を前提に撤去する。 | |
| | 土地の形状 | (18) 変則形状ではない。 | 土地を造成してから利用する。 | |
| | 前面道路幅 | (19) 前面道路の交通量は少ない。 | 交通誘導員を必要人数配置する。 | |
| | | (20) 前面道路幅が6m以上で、二車線以上ある。 | 中型以下のトラックを利用する。 | |
| 搬入・搬出ルート | (21) 車両の出入口を確保できる。 | 原状復旧を前提に障害物を撤去し、出入口を確保する。 | | |
| 輸送ルート | (22) 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路に近い。 | 可能な限り近くに設置する。 | | |
| 周辺の土地利用 | (23) 住宅密集地ではない、病院、福祉施設、学校に隣接していない。 | 粉塵、騒音、振動等の防止対策を行い、周辺の環境へ配慮を行う。運搬車両の安全確認を徹底する。 | | |
| | (24) 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所である。 | | | |
| | (25) 鉄道路線に近接していない。 | | | |
| 被害の有無 | (26) 各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアではない。 | 被災していない場合は利用可能。 | | |
| その他 | (27) 道路啓開の優先順位が高い。 | 可能な限り近くに設置する。 | | |

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

第8項 廃棄物処理施設の災害対応力強化

地震及び水害に強い廃棄物処理施設とするため、維持管理等、適切なメンテナンスを行う。

また、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策などをあらかじめ検討しておく。

なお、施設に被害がない場合であっても、水道等ライフラインの断絶により稼働が困難になる場合があるため、廃棄物処理施設へのライフラインの耐震性の向上や、必要に応じ予備冷却水の確保、焼却施設の運転に必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を検討する。

第9項 災害廃棄物処理に係る施策連携

発災時には、どこに仮置場を開設するか判断目安として、仮置場候補地から処理施設へ廃棄物を搬出する際に通行止めの区間があるか、市民が仮置場候補地に廃棄物を搬入するまでの道路に通行止めの区間があるか等を迅速に把握する。また、下水道の被災区域や復旧期間を早急に把握し、仮設トイレの配置や汲み取り日程の計画を立てるためにも、インフラやライフライン担当と密に情報共有を行う。

こうしたことから、平時から市の廃棄物担当と国県等のインフラ・ライフライン担当の間で役割分担や連携方法等について調整し、備えておく。

第10項 定期的見直し

本計画は、大規模災害の被害想定の見直しなど、前提条件に変更があった場合や、今後新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえて随時改定を行う。また、本計画をより実効性の高いものにしていく必要があるため、今後、国等から示される計画・データの改定等があった場合、合わせて本計画の見直しを行う。また、職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに実施結果を踏まえた本計画の点検・見直しを行い、バージョンアップしていくこととする。